Q3. 四路線タクシー特例措置の具体的な利用方法が知りたい。

【走行別の代表的な具体例】

A、対象四路線のみをご利用になるケース

NO.	対象四路線
1	近畿道
	阪和道
	西名阪道
	第二京阪道路(京田辺本線~門真JCT:下り線(大阪方面へ))
	※第二京阪道路(上り線・京都方面)はタクシー特例措置の対象外

1、対象四路線のみをご利用になるケース

① 一般レーンをご利用いただき、『お客さまが乗車中のタクシーです。』とスタッフにお伝えください。

スタッフが必要な処理を行います。

 $(-般 \nu - \nu e$ ご利用の場合は、ETCカードを挿入したままご利用いただけます。)

※守口料金所・郡山下ツ道料金所は、料金精算機を設置しておりますので、『係員 呼出しボタン』を押してください。

【一般レーンが無い場合】

「ETC/一般」レーンへETCカードを未挿入状態※でご利用いただき、『お客さまが乗車中のタクシーです。』とスタッフにお伝えください。(料金精算機が設置されている料金所では、『係員呼出しボタン』を押してください。)

スタッフが必要な処理を行います。

※ETC/一般レーンに進入する前に安全な状況でETCカードを未挿入状態に出来ない場合は、ETCカード挿入状態のまま「ETC/一般」レーンに進入してください。ETC 無線通信にて一旦課金されますので、スタッフにお申し出ください。

【大和まほろばスマートIC】

大和まほろばスマートインターの大阪方面の入出は、ETC専用になっておりますので、 ETCカードを未挿入状態の上、『係員呼出しボタン』を押してください。